

第5期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和元年度】実績

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基本指針①】 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を、令和2年度末までに地域生活に移行する。

項目	考え方	数値	H30実績	R1実績
平成28年度末時点の施設入所者数(A)	平成28年度末時点の実績	14人	15人	15人
【目標値】地域生活移行者数	施設入所から地域生活へ移行する者の数 (国の目標:Aの9%)	2人	0人	0人

【基本指針②】 平成28年度末時点の施設入所者数を、令和2年度末に2%以上削減する。

項目	考え方	数値	H30実績	R1実績
平成28年度末時点の施設入所者数	平成28年度末時点の実績	14人	15人	15人
【目標値】令和2年度入所者数	令和2年度末見込み数	13人	15人	15人
【目標値】削減見込み	差し引き減少見込み数 (国の目標:2%以上)	1人	0人	0人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【基本指針】 市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

<p><目標> 遠賀中間地域障害者支援協議会等を協議の場とすることについて、2020年度末までに協議会の中で検討を進めていきます。</p> <p><保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況> 遠賀中間地域障がい者支援協議会で協議を予定としているが、現状として協議の場の設置までは至っていない。</p>

3 地域生活支援拠点等の整備

【基本方針】 地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制)について、令和2年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備する。

項目	考え方	数値	H30実績	R1実績
地域生活支援拠点の整備	国の指針に即して、地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を中間市・遠賀郡を一帯とした地域に整備する。	1箇所	0箇所	0箇所
<p><整備の状況> 令和2年4月の地域生活支援拠点等事業の実施に向け、令和元年12月に要綱を制定した。また、事業者説明会と事業者登録を行い、利用者の新規受付を開始した。引き続き体験の機会の場の確保、専門的人材確保、養成等に取り組んでいく。</p>				

第5期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和元年度】実績

4 福祉施設から一般就労への移行等

【基本指針①】 令和2年度中に、平成28年度実績の1.5倍以上を福祉施設から一般就労へ移行する。

項目	考え方	数値	H30実績	R1実績
平成28年度の一般就労への移行実績(A)	平成28年度中において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	1人		
【目標値】 令和2年度中の一般就労への移行者数	令和2年度中において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国の目標:Aの1.5倍以上)	2人	0人	1人

【基本指針②】 令和2年度末における、就労移行支援の利用者を平成28年度末から2割以上増加

項目	考え方	数値	H30実績	R1実績
平成28年度末における就労移行支援の利用者数 (B)	平成28年度末の就労移行支援の利用者数の実績	5人		
【目標値】 令和2年度末における就労移行支援の利用者数	令和2年度の就労移行支援利用者数の目標 (国の目標:Bの2割以上増)	6人	4人	6人

【基本指針③】 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

※現在、町内に就労移行支援事業所はないが、新たに設置された場合、下記を目標とする。

項目	考え方	数値	H30実績	R1実績
就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所	国の基本指針に即して、就労移行率が3割以上の事業所を1箇所設置することを目標とする。	1箇所	—	—

【基本指針④】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

※就労定着支援は平成30年度より提供開始したため、下記の目標は令和元年以降のものとする。

項目	考え方	数値	H30実績	R1実績
各年度における就労定着支援の利用者数	就労定着支援の利用者数	1人	0人	1人
各年度における就労定着支援の継続利用者数	年度末時点で1年以上継続してサービスを利用している人数	1人	0人	0人
職場定着率	各年度の目標	1.0	0	0

第5期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和元年度】実績

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【基本指針①】 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村若しくは圏域に少なくとも1箇所以上設置する。

本町の状況

中間市・遠賀郡圏域に児童発達支援センターが1箇所整備されており、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービスを提供している。(くすのき:岡垣町)

【基本指針②】 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

本町の状況

保育所等訪問支援を提供している事業所は中間市・遠賀郡圏域に3箇所あり、これらの事業所によりサービスを提供している(子ども発達支援センターいっぽ:中間市、くすのき:岡垣町、ぱれっと・おんが:遠賀町)。本町における利用人数は、平成30年度は2.7人/月だったが、令和元年度は6.5人/月に増えた。

主として、幼稚園、保育園の利用児が多かったが、学童期においても支援が必要な対象児がいるため、町内の学校でスムーズに受け入れができるよう校長会で制度の説明を行った。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【基本指針】 令和2年度末までに、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村若しくは圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とします。

本町の状況

中間市・遠賀郡圏域に重度心身障がい児を対象とする児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が1箇所整備されている。(こどもデイサービスにこり:岡垣町)

* 令和元年度 利用児童:0名

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【基本指針】 令和2年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場をもうけることを基本とします。

本町の状況

圏域市町と情報交換等を行ったが、協議の場の設置までには至っていない。なお、現時点では対象児はいない。